

っかり報道していたということで、何とか委員会から勧告を受けているんですね、毎日新聞の記事で知りました。ああいう委員会に私たちも持ち出して、精神疾患のいわゆる事件報道について、毎日新聞だけではなくても、NHKから民放全部の、それから時事通信、共同通信、新聞社に至るまで、絶対に精神科の入院歴や通院歴はプライバシーだから出さないと。ましてや病名なんかとんでもないという形で、そして、報道で、本来はスウェーデンのように匿名報道が望ましいけど、日本は実名報道なんだから、そのところはどうか工夫していくかということ、ぜひ野沢さん、よろしくお願ひしますということで、今来たばかりですから、もしずれていたらすみません。

それから、精神障害者というのは、国が言う精神障害者は、精神疾患で医療機関に入通院している303万人ですけど、実際には、手帳が出ている人は、精神疾患により生活のしづらさを抱えている人ですね。そういうことですから、もし精神疾患をいろんな教育とかで啓発するならば、先日、難病の方が45の特定疾患があるとおっしゃっていたわけですよ。それ以外にもあるというわけだから、そういうほかの病気と一緒に学ばせなければ、なぜか精神疾患だけ突出しているのはおかしいというのが1点と、それから障害で学ばせるのならば、高齢化を含むいろんな社会的障害者の問題を学ばせるときに一緒に学ばせないと、精神だけが突出しているということは、逆に何か違うんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

大変幅広い観点の中で、地域移行の前に私たちが考えなければならない提案がなされたと思います。広田委員の論点の中で、ぜひ精神障害の部会の中で対応していかなければならない要素がたくさんあったと思いますので、この点はぜひそちらの部会のほうでも掘り下げていっていただきたいと思います。

ほかに、どうぞ、竹下委員。

#### ○竹下委員

時間をとらないように、大きく1点。

僕は抜本的改正の論議と言われている割には、ほとんどが手直しの論議をされているのではないかということ、非常に残念に思います。それぞれの指摘は非常に重要な部分が多いわけですが、僕は何が抜本的に欠けているかと言えば、当事者から——広田さんの今の意見は一つ、ある意味では当事者の声で、僕は重要な視点が出たと思うんですけども、当事者が不在になっている議論をしていないでしょうか。

例えばこの全体像、そこにこう書いているわけですね。まさに「普通に暮らせる地域づくり」と書いていますけれども、「普通に暮らせる」というのは、だれから「見て普

通に暮らせる」なんでしょうか。例えばそれを行政や、あるいは団体が、あるいは特定の人がそれを普通だと言うのはやっぱりナンセンスなわけですよ。やはりあくまでも当事者である本人が地域でどういう暮らしを望んでいるか。言葉で言えば自己決定権だろうと思うんですけども、それが「普通の」ということだろうと思うんです。

したがって、あくまでも普通の暮らしというときに置き去りにされてならないのは当事者の声、当事者の意見、当事者の希望だろうと思うんですね。したがって、当事者がどういう地域での生活を望んでいるかということになれば、まず理念的に大事なものは自己決定権であり、その自己決定権を保証するためのシステム、すなわち本人の地域での暮らしを自分で決められるだけの、いわば求める権利、請求権と言ってもいいと思うんですが、そういう形が自立支援法に組み込まれていなかったら、どこにも自立という言葉に結びつかないはずだと思うんです。

したがって、地域移行のところで、先ほど例えば施設から追い出すのかとか云々もあったと思うんですけど、僕はそこはまさに自己決定権との関係、あるいは地域移行をだれの視点で決めるかではなくて、本人の希望によって、施設での生活を望むのか、地域での生活を望むのか、あるいは、場合によっては1年を超えたら、精神障害者の場合特に1年という基準はどこから来るのか、私は医学的には分かりませんが、1年を超えたら、決してそれは社会的価値として否定されるとらえたら大間違いだと思うんですよ。そうではなくて、社会資源との関係で退院が阻害されているとすれば自己決定権の侵害であって、そうではなくて、入院生活を希望するのか、地域での生活を希望するのかが選択できる環境、あるいは社会資源づくりということで物事を考えなければ、障害者自立支援法そのものの地域での普通の生活ということは実現しないと思うんです。

そういう意味では、抜本的と言うからには、当事者である障害者が自分の望む地域での生活、あるいはその地域というのはどういう範囲を指すのか分かりませんが、例えば1つ分かりやすい例で言えば、グループホームやケアハウスは地域ということになると思うんですけども、じゃ、それを普通と言うのか、言わないのか。それは理屈の話じゃなくて本人が決めることだろうと。そういうふうと考えてくると、コーディネートする場合であろうが、社会資源をつくり出す場合であろうが、本人が望む地域での生活内容というものをまずイメージすること。そして、それを実現するためのシステムを請求という形で実現できる法制度が絶対に必要だというふうに思います。

以上です。

#### ○潮谷部会長

選択権と自己決定権ということでの竹下委員の発言でございましたが、この点について事務局のほうで、ただ今の竹下委員のことについてコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

○蒲原企画課長

まさに障害がある人が、先ほど出た普通に暮らすとかというところについて言うと、まさにご本人が主体となって考えるという基本的なことだというふうに考えております。

今、竹下委員がおっしゃったことは、非常に制度をつくる時、基本に関わるというふうに思っております。今日はまさに、先ほど言ったように、ある地域生活といっても狭い意味のところですけども、いろんな相談支援を初め、論点ごとを一個一個詰める時に、おっしゃっているような視点をきちっと入れた形でこれから考えていくということだというふうに思っておりますので、そうしたことで事務局としてもこれから資料をつくっていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

皆様方の中で、この全般について、まだご意見、おありと思いますが、相談事業のところと関わりもごございますので、もしそちらのほうで、この地域移行について継続的にお話を承るということによろしければ、今日は国土交通省のほうからも参加していらっしゃると思いますので、住まいの場の確保ということをお話を進めさせていただきたいと思っております。

今日は非常に広範な範囲の中からお話をいただいておりますので、前半に相当時間をとられて、なおかつまだ不消化状態ということがございますので、これは次のところをしっかり受け止めさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

福島委員、お願いいたします。

○福島委員

後半でいいんですね、後半のテーマで。私はそれをずっと待っていたんです。

グループホームのことで、それから福祉施策全般のコストということについて、少しだけお話ししようと思っております。

グループホームのことは、先ほど竹下委員もおっしゃったように、基本的には自己決定で取り入れていくのがよいだろうと思っております。恐らくこの後、大濱さんも発言なさるんだろうなと思っておりますが、今日、参考資料の新聞記事なども出ておりますので。1人で、重度の障害を持っている人が地域で暮らすということがすごく重要だと思っておりますので、そのこととグループホームの問題を考えたときに、グループホームは比較的、経費が相対的には安くあがるので、そっちのほうに行ったほうがいいんじゃないですかみたいな圧力が、あるいはバイアスがかかっていると、それは本末転倒ですので、グループホームの対象者として、知的・精神だけでなく、身体障害を含めるということについては賛成なんですけれども、ただ、あくまでもそれはご本人やご本人の代わりになれるような身近な人が決めることであって、1人でアパートで暮らすという選択肢もあるし、グ

ループホームに入って暮らすということもある。あるいはそれを移行しながら、その時々で変えていくということも必要だろうと思います。どちらか二者択一ではなく、選択肢を実質的に用意するということですね。

もう一つは、今日たまたま大濱さんが9月2日付の読売新聞の記事を資料で出されているので、点字ではなかったんですけども、早目に来たから、ざっと読んでもらっていて、象徴的な記述があるんです。重度の障害者が24時間介護を受けてずっと1人で暮らそうと思った場合、最大で、マックス1,800万円かかるという数字が出てくる。これは、読む人によっては、こんなに金かけるのか、障害者1人のためにこんなにかかるのか、けしからんことだというふうに読む人もいるかもしれない。だけど、もちろんここにいらっしゃる皆さんはご承知のとおり、これは障害者自身に渡しているお金ではなく、しかもどこかに消えてしまうお金ではなく、事業所で働く人たちであるとか、あるいは様々な形でヘルパーで関わる人たちの人件費になっていく、すなわち雇用が創出されているということです。しかも、障害者自身が何かぜいたくをしたいと思って必要なお金なのではなく、本当に人間としての最低限度の文化的な生活をするために必要な経費としてのお金であって、さらにそのお金は、例えばほとんどだれも通らないような道をつくとか、ほとんど人が使わないような保養施設をつくとかというようなことに使われるお金ではなく、非常に生きてくるお金ですよ。雇用が創出されている。さらにこういう1,800万円という数字はセンセーショナルですが、無限にあるのではなくて、一定のケースでしか、一定の数しか、そういうケースはない。

そう考えたときに、重い障害を持った人が1人で暮らすときに必要な経費をこの国は賄えないのかという、とても寂しい思いにぶつかるわけです。ぜひこれは、福祉施策のコストは無駄だとか、障害者に金をかけても社会の無駄だというような発想がありますが、そうではなく、さっき野沢さんもおっしゃっていましたが、本人が変わるということは周囲が変わるんです。そして地域が変わる。それは社会が変わるということです。そのために必要なお金なわけで、必要なコストなんだということを、厚労省としても強く主張していただいて、財政当局なり政治に働きかけていただきたいなと私は思っております。よろしくをお願いします。

#### ○潮谷部会長

お待たせをいたしました。福島さんからの意見では、自己決定、自己選択、それはとても大事なことだけど、その一方の中で、権利の代弁者というようなことも、この中には施策として考えていく必要があるのではないかとということと、コストの問題は、決して単独にその方だけに使用されていくものではないという、大変幅の広い観点からのご指摘だったと思います。

報酬基準改定ということで大濱委員からも出されております。ただ今、福島委員のお話では、大濱委員も待っていらしたんじゃないかということですので、どうぞよろしく

お願いいたします。

#### ○大濱委員

大濱です。資料を今日提出させていただきました。まず、福島委員からご説明あった読売新聞の記事について。これは「『自立』に介護不足の壁」ということで、コストの問題で実際に介護者がいないという問題です。これは報酬に関わってきますが、報酬のことは次回以降に改めて議題設定されることになっていきますので、今日は報酬単価がどうのこうのという具体的な話はしません。ただ、24時間の重度訪問介護を受けた場合のコストが年額1,800万円という話も出ました。実際に24時間の介護を受けながら勉強して、司法試験に合格して、現在司法修習を受けている者が私たちの仲間にあります。このような形で、介護の費用は必ず社会資源としてにきちんともう一回戻ってきますし、雇用も新たに生まれています。実際にこのように障害者が就労している現実があることも忘れないでいただきたいと思います。

また、これは竹下委員の話とも関係してきますが、国連の権利条約が20カ国で批准されて、発効しました。この中で「障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わない」あるいは「地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域生活からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居宅サービスその他の地域社会支援サービス」と言うことがきちんと謳われているわけですね。地域生活の支援のテーマは今後どうしても条約批准の問題とリンクしてきます。

トップページに戻っていただきたいのですが、地域で暮らしたいのに暮らせないという声が非常に大きく上がっています。読売新聞の後に朝日新聞の記事を資料として付けてありますが、裁判まで起きているという事例が両方の記事で書かれています。課題の1点目は、訪問系サービスの支給量に対する国庫負担基準の制約がやはり問題になっていて、国庫負担基準を廃止、もしくは何らかの新たな対策をとっていただかないと、とても地域では暮らしていきません。2点目は、先日のヒアリングで町村会長が、25%の市町村負担も非常に小さな市町村には重くのしかかっている、町村ではとても面倒を見切れないと言われています。そのあたりを今後どうやって解決していくのかも大きな課題です。

それからケアホームの話がありました。東京都でいつか問題になって、都内の各区市町村全部にケアホーム・グループホームを建てようという計画も有ったとも聞いています。市町村は上物をつくるのは非常に得意ですけど、これには危険性もあります。というのは、介護に要するコストが安いからということだけで、本人は地域で暮らしたいのに、この施設が今空いているから入りなさい、グループホームがあるから入りなさいと、自己決定ができないようなことになる、非常にこれは問題です。ですので、権利条約も視野に入れた上で考えると、やはりケアホーム・グループホームの在り方についても、そのあたりをきちんと考えていただきたいと思います。

あと、訪問系サービスの基盤整備について、低賃金でヘルパーが足りない、支給決定を受けたのに利用できないという問題を読売新聞も朝日新聞も書いていただいています。読売新聞は9月2日です。朝日新聞は特に9月18日の記事で書いてあります。支給を受けたがヘルパーがいなくて地域で暮らせないという事態が、現実問題として発生しています。やはりこれをきちんと解決していかないと、この部会は理念との乖離が大きすぎて意味をなさないのであるかと思っていますので、この部会の重大な課題として、今後の方針をきちんと考えていただきたいと思います。

最後に、厚労省の資料に対する質問ですが、24ページでヘルパー利用者数の地域間格差が縮小していることが示されています。これは人数の面からの指摘ですが、問題は人数だけではなくて、支給量の格差がどうなっているのかも重要です。そこで、各都道府県における金額ベースの格差がどうなっているのかについてもきちんとお示しいただきたい。利用者数だけでは格差が埋まったということを証明できないと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、資料の22ページを見ていただければ分かりますが、重度訪問介護の利用者数は7,000人ぐらいで、ほとんど1%しか伸びていません。この9ヵ月間は7,000人強ずっと推移していますね。これはやはり新聞に書かれているように、ヘルパーを利用したいけど支給が受けられない、支給を受けてもヘルパーがいなくてという問題の現われだと思えます。さらにケアホームの対象が安易に拡大されれば、あなたは地域で暮らしたいかもしれないけれど、重度だからとてもじゃないけど無理でしょう、どこかグループホームに行きなさい、ケアホームに行きなさい、そのほうが安心ですよと、区市町村から誘導されることとなります。この様なことがないように、地域生活の支援の問題をきちんとこの部会で解決できるように進めていただくようお願いいたします。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の資料については、後日で結構でございますので、お出しいただきたいと思えます。

それと、ただ今の要望等々についても受け止めをお願いしたいと思います。

何かございますか。

#### ○藤井障害福祉課長

先ほどのホームヘルパーの関係の地域格差に関する資料、利用料ですとか、金額とか、その辺りは後ほどまた整理をいたしまして、ご報告申し上げたいと思えます。

それから、幾つか大濱委員のほうからのご提案の中で、これはまさにこれからの、それぞれこれからの検討事項ではございますが、1つだけコメントということで申し上げさせていただきますと、2つ目の、いわゆる小規模市町村等に対する財政支援という、

財政調整の仕組みにつきましては、これはもう今さらかも分かりませんが、念のために、当初、ここに大濱委員からの資料にもございますように、平成16年の改革のグランドデザイン案の中で言及をされておりましたけれども、平成17年のこの障害者部会でご説明をさせていただいておりますが、自立支援法を制定する過程で、関係省庁——総務省との調整の過程で、障害者施策につきましては地方自治体の一般財源でもって賄われている、逆に言えば、特段の特定財源等々になっていないということもございまして、こういった財政調整につきましては地方交付税の仕組みの中でやるべき性質のものであって、新たにこの障害者施策だけについての調整交付金を創設するということは困難だというようなことで、これはかなり総務省と当時、折衝したようではありますけれども、制定時におきましてはそういった結論になったということ、ひとつ、念のために申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○潮谷部会長

どうぞ、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員

伊藤でございます。

第1ラウンドでちょっと話ができなかった点もありますので、そこも加えてお話を少しさせていただきたいと思っております。

まず、随分今日は、さっき広田委員が言われたとおり、精神と知的の方の話が多くて、私も実は身障の入所施設の代表でございますが、まずもって、地域移行を利用者の方々がためらう大きな理由の1つには、今大濱委員からお話があったとおり、地域生活を支える人材がきちんと確保されていない。実際、市町村は、地域移行は大いに結構なんです、とてもヘルパーをそこまで支給できないので、できればボランティアを一緒につけてほしいなんていう冗談めいた話が出るくらい、各町村では大変なご苦労をされていると。そういった意味では、今課長のほうからもお話がありましたが、しっかりとそこは確保すべくご努力をいただきたいと、かように思います。

最初の、先ほどの第1ラウンドの話なんです、私どもは、先ほど言いましたように、入所施設ということで、入所施設の役割でございますが、その中に、6ページの課題の中のポツに、「地域移行が可能な者についての移行の支援」ということがここに書かれております。

18年4月から、私のところの施設では4人の方が地域へ、施設から移られました。具体的に申しますと、1人は自己負担の問題で出ざるを得なかったと。あと1人はALSの人工呼吸器の方で、最後のみとりは家族でということでお帰りになられた。ノーマル

的な物の考え方で言えば、あとの残りのお2人は望んで自ら地域へ移行されたんですが、どうも私どもの中にも地域生活支援推進委員会ということで、私たち施設協議会としても積極的に地域移行への取組をしておりますが、どうもその報告を見ますと、成功例が大変大きく報じられて、実際、失敗例がなかなか見えてこない。私なんかも、実はその失敗例もどんどん出していただきたい。どこが問題なのか、そこをみんなで考え、みんなで直して、よりよい地域での生活、安心・安全を提供できるようなものにしていきたいということを常々お話ししているわけですが、実は私どものところでも、地域移行をしたという方の失敗例なんです。実際は地域移行をしたいという利用者は、地域移行に対して大変パラダイムを持っていて、大きな希望を持って出て行かれたんですが、地域移行をされたんですが、一番先に失敗されたのは夜だったんです。昼間は私どもの通所を利用して、例えば今日は3月31日、みんなから、現場から花束をいただいて、今日は退所日ですなんていうことではないです、翌日からまた通所を利用しているんですけどね。それでも、そういった大きな夢を、希望を持って出ていかれた。しかし、昼間はそういったいろんなサービスの利用ができるんですが、夜1人になってみて、自分でできるであろうと思っていたことが意外とできていない。そこに実はトラブルがあり、事故につながりかねないようなことも起きているやに伺いました。

そこで、施設の役割として、できれば、この前のページにちょっとヒントがあったんですが、5ページの「移行のための宿泊等の体験を支える給付」ということで、2のところ、そういった宿泊の体験があるといい。なかなか、そういった者を外に、重度の障害者の方々は2泊3日で外でということがなかなか難しいと思うんです、現実的に。できれば相談支援事業と絡めて、今現在利用している施設の中で、そういった個別の計画、地域移行に向けたプランを立てる。そして、きちんとそれを見てあげる、評価をしてあげる。十分な訓練をして、リスクを一つ一つつぶして、自信を持って地域に移行できるようなものをつくってあげないと、どうもその先が不安でならないと思っているのは、施設だけじゃなくて、利用者ご本人ではないかなと思っておりますので、その辺のところもお考えになっていただければなど、このように思っております。

2つ目は、住まいの場の確保でございますが、地域移行がなかなか思いのほか進んでいない中で、私どもの会員施設の中の多くの声が、ケアホームが欲しい、地域移行への1つのステップとしてのケアホームが欲しいと。こういったことで、これは私どもの施設だけじゃなくて、いろんな身体障害者のほうの方々から、ケアホームの設置許可をいただきたいやの要望が出ているかと思いますが、ここは、ただ軽い方だけが行けばいいんだというようなものじゃなくて、いろんな方に地域移行の選択肢の1つでやる、またそういった幅を持っていただく場を与える、そして今言った次へのステップを広げていくという意味からも、ご検討をしているかと思いますが、身体障害者のグループのほうにも、ケアホームの精神・知的と同じように認可をいただきたいと、かように思います。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

小坂委員、お願いいたします。

小坂委員の後に、岩谷委員、お願いいたします。

○小坂委員

すみません。実は今、先ほどからお話をずっと聞いておったんですけども、私どもの施設へお入りいただくというのは、近年は、特に養護学校の人たちは少なくなっているというふうに思います。中途入所という形でお見えになる人たちというのは、やはり今多いのは、60歳くらいになって、就職がもうこれで消えてしまって、家庭に帰ってくるということで、それでもう家におられないものですからお入りをいただくという人たちも多くなっています。

それから、あとは家庭の中で、就職をしていたんだけど、就職が駄目になって、そして家庭の中でいろんなことが起きてくるようになって、家庭内暴力が発生をしてくるということで、家族がとてたまらないということで入所を希望されてくるという、そういう事例がすごく多くなっていることだけは事実だろうというふうに思っています。

およそ、今までの入所してくる人たちというのは、やはり地域生活ができなくて、家庭の中でも問題行動があつて、それで施設の中にお入りをいただくということなんです。それで、また自己決定とか自己選択とかということについては、親が全てやっちゃっているわけですから、自分の本当の自己決定とは何かということが分からないという人たちもたくさんいるわけなんです。また、自己決定がいいということで聞いてみると、それは反社会的なことであつたりとかいう話もあるわけなんです。

そこには、長年にわたる教育というか、療育というか、正しい物の考え方を教えていく、そういうことが長年にわたって継続されていかないと、そのことは正しいというふうにはならない。だから、選択するということについても、私どもは最初に何をするかといえば、例えばご飯を食べるにしても、自分でつけるのか、つけないのかという、そのことが大切なわけですね。それから、選択メニューというのをやるんですけども、これを自分で、そばなのかラーメンなのかということは非常に大切なことだと思うんです。そこから、じゃ、どちらが私は好きなのかということから出発していかないことには、我々は何が正しいのかということをお教えることはできないという、そういう、その人の能力にあつて、あるいはその能力を開発していく中で選択性を身につけていくということなんです。

これは多分あなた方も同じように、一生涯これは続くことだろうというふうに思うわ

けですね。そこの一等初めの扉を開いてあげるのが我々の役割ではないかなというときも、たくさんその事例に遭うことがあります。まず、そういう意味で大変だということです。

それからもう一つは、地域移行ということなんですけれども、グループホーム制度ができてからもうどのぐらいになりますか、20年、もっとなりますね。なるんですけれども、実際につくってきたのは施設、特に入所施設が作り上げていった例が多いと思うわけですね。岐阜県でいけば、NPOとか、あるいは精神とかということは別とすれば、全体のグループホームの中の85%ぐらいは今、我々の施設の仲間がやってきているわけです。グループホームを1つつくって、そして開所するまでの間には大変なことがたくさんあるわけですね。親の理解を得なければならぬ、もちろん出ていく人たちの意向も酌まなければいけない。それも正しいのかどうなのかという判断もあると思います。それから、実際にグループホームをつくらうとしても、反対が起きれば、これはできないわけですから、それを説得してつくっていくことにもなっていくわけです。

そうすると、そのグループホームをつくるという、あるいはそこを開所して、そして支援をずっと継続していくということは、実は大変な努力が必要ですし、多分そのことは、開所している、運営している施設の人たちというのは、もう百も承知の上でやっているはずだというふうに思っているわけです。我々は決して地域移行がいかんとか、どうかこうとかという話ではないわけですね。積極的にやろうとしているんです。けれども、実際にはかなりいろんな意味で厳しい意味があるわけです。

それからもう一つは、どなたか言われたと思うんですけれども、グループホームの本当の意味の内容というのは、要するに施設管理を排することだというふうに言われたところ。ところが今は全く施設管理と同じことがなければ、グループホーム・ケアホームにならないところまで来てしまっているわけです。ここは一体全体どう整理するのかということだろうと思うんですね。

だから、もう少し物事を考えていくと、そういうことではなくて、その人たちがどこにいてもやはり幸せに暮らしていく、あるいは前を向いて幸せに暮らしていける連続した支援というのが必要なのではないかというふうに理解をしているところです。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。  
お願いいたします。

#### ○岩谷委員

岩谷です。大濱委員の身体障害のグループホーム・ケアホームが必要であるということは、本当にそのとおりだと思います。しかし、これを考えていく上に、高齢者の方々

も全て含めるのかということとは考えなければならない問題と思います。介護保険では対象になっていないと聞いておりますし、現実的にはかなり考えなければならない点があるのではないかと思いますので、ぜひ問題点として検討して頂きたい。

どうしたらいいのかということとは私には分かりません。非常にご高齢で、介護保険のサービスを利用してもお家に帰れないというような方も大勢おられます。その方たちの中で、身障手帳をとりたいと希望される方が多くおられます。その人たちが自立支援法の支援サービス利用を希望してこられたときに、どういうふうに整理していくかということは大きな問題になるんじゃないかと思います。

#### ○潮谷部会長

問題点の指摘として、よろしく願いいたします。

嵐谷委員、お願いいたします。

#### ○嵐谷委員

私もグループホーム・ケアホームのことで、いわゆる身体障害者のほうで、大濱委員は、いわゆる自己決定権が薄れてくるのではないかというふうな視点がございしますが、伊藤委員は、ぜひともというふうな意見もございましたが、私としても身体障害者、この自立支援法そのものが、いわゆる3障害を基に考えられておるというところに、そういう必要性があるというふうに思います。

また一方で、公共住宅の利用というふうな部分がありますが、地域によっては、建物がない、住宅がないということもありますし、ましてや、意外と交通の便の悪さ、生活上に非常に困難を極めるようなところに公営住宅というのが多いように思います。その点で、障害者が果たしてそういうところで実際、生活ができるかどうかということが大いに問題点になろうかと思えます。

もちろんいろいろな条件はあろうかと思いますが、ただ今、先ほど、高齢者の障害者というような話もございしますが、これはまた別問題になろうかと思いますが、私も常々、高齢ゆえに、八十何歳になって障害者手帳をもらうということ自身に物すごく不自然な感じを持っております。高齢であれば当然ある程度の障害が出てくるということはあるので、ある一定の年齢で障害手帳は出せませんよというふうなことも考えればいいのかというふうなことも思っております。

そういうことで、ぜひともまた、グループホーム・ケアホームについてもご検討をよろしく願いいたします。

以上です。

#### ○潮谷部会長

嵐谷委員の1つの意見として、制度設計のときによりしくお願いいたします。今、嵐

谷委員のほうから、今まで論点として上がりながら、皆様方からご意見がなかった13ページの点に少し……。

この13ページに関してでございましょうか。新保委員、お願いいたします。

#### ○新保委員

13ページに福祉部局並びに国交省とのマニュアルを作成するということが書かれておりますけれども、これは大変重要なことなので、ぜひやっていただきたいというふうに思っているところなんです、このことに関連して、ぜひ、ただ単に部局同士の連携ないしは国と地方との連携というだけでなく、住民に対応するマニュアルも含めてマニュアル化していただきたいと思います。私どもも実は10年ぐらい前に、住宅部局と福祉部局と連携して、双方がこの公営住宅を使うということについて合意をしていただいて、ようやくそこをグループホームにしようと思いましたが、住民のほうから反対運動が起きました。そしてそこに、実は福祉部局と住宅部局の方が同席してくださったんですが、それぞれがまちまちなことを言って、ますます住民に不安を生じさせてしまったということで、そのグループホームができなくなってしまったという実例がございます。

これは恐らく私のところだけじゃないだろうというふうに思いますので、そういったことも含めてマニュアルをつくっていただきたいということと、併せて12ページに書いてあることで、公営住宅についての応募倍率が、平成18年度、9.6倍というふうに書いてあるんですが、これはどういった公営住宅に対する倍率なのか、ちょっと理解できないところがあります。

というのは、これは新たに設置した住宅に対する倍率なのかなというふうに思っていますが、古い公営住宅等は、実は空き部屋が結構あるというふうにも聞いております。住宅供給率を何とか住宅部局では高めるために、公営住宅をグループホームに使ってくださいというようなことさえ私は言われた経験がございますので、この数値はどこから出てきたのか、どういう数値によるものなのかということをお聞きしたい。

それは、先ほど、公営住宅に関連して、交通の便の悪いところにばかりあるから、障害者は利用できないよというような話もございましたけれども、実際に交通の便の悪いところであって、しかもすごく立派で、高い家賃の公営住宅——高いというのは田舎にしてみますとですね——高い住宅、でも、これは私どもの施設に近いからちょうどいいやというふうに思ったところは、実は新しい建物でもガラガラ空いていました。ですから、そういった実態を承知しているんですが、それはたまたま私の周辺のことだったのかどうかという確認も含めて教えていただければありがたいというふうに思います。

#### ○潮谷部会長

岡崎室長、よろしくお願いいたします。

○国交省岡崎住環境整備室長

この倍率は、新規と空き家募集とを含めた数字です。

言われるように、実はバブルの後のころ、総需要と申しますか、公共事業を大変進めたときがありまして、その直後に関して言うと、公営住宅の空き家というのは全国的に結構あったという時期がございます。ただ、その後、景気が悪くなって、あるいは労働者の賃金が上がらない状態が続く中で、ほとんど、かなりの多くの事業主体で空き家というのが、少々条件が悪くても、古くても、周りの高いところに入るよりはという方々が増えてまいりまして、かなり埋まっております。

平成10年ごろが多分、底だったと思います。このときは確かに空き家がかなり多かったです。現在ですと、応募倍率、18年度で9.6倍、1つ前の17年度だと概ね約10倍という状況になっておりまして、空き家が全国的にたくさんあるという状況ではないというような認識を持っております。

○潮谷部会長

新保委員、今の説明でよろしゅうございますか。

○新保委員

はい、ありがとうございます。

○潮谷部会長

じゃ、どうぞ、お願いいたします。

○星野委員

私どもは要望書を出していますので、その点に絡んだところから話します。

私どもは福祉ホーム事業が市町村事業になってしまったことからあと2年で終わりという市町村があるということがたくさん聞いたり、あるいは新しく設置が進んでいない中で、グループホーム・ケアホームの良質なサービス提供を前提とした選択肢として、一体化を言っております。

その中に、一つは広がりとして公営住宅、民間アパートの話がありますが、1ページの下のほうに出ておりますように、公営住宅を広げていくことは賛成です。ただ、サポート事業等との連携をきちんと前提にさせていただきたい。要は、福祉ホーム事業のところでも、管理人がいるとか、緊急コールで対応ができるとかという安心感がありましたので、そこはまず一つ、公営住宅についてはそういう配慮も、サポート事業との連携で前提にさせていただきたい。

それから、民間賃貸住宅、今日は「あんしん賃貸支援事業」のパンフレットも挟んでありましたけども、実質的には、今現在12都道府県しかやっていない。紹介住宅件数も

103件ということで、非常に少ないわけです。こういったことをもっと促進方策をきちんとしていただきたいということです。

それから、せっかくですので、すみません、短くまとめて話させていただきます。

要は、私たちはグループホーム・ケアホームを分ける必要はないのではないのかと言っているのです。福祉ホームも含めて地域生活ホームという事業に一本化してほしい。その中で、個室を前提とした共同生活の場と、現行の福祉ホーム事業のように個人生活をきちんと支援する場と、その支援の体系での給付に整理をしたらどうかということをおっしゃっています。

それから、地域生活支援の場を広げていこうとする時に、とても心配することが今起きております。2ページ目の最後に書いておきましたけども、都市計画法が昨年11月に改正されて、社会福祉施設等は都市計画法の適用除外だったんですけど、昨年の11月末からですが、許可制になりました。そのことで大変厳しくなっているということ。

それから、租税特別措置法で問題になったのが、日中活動系の、通所系も含めてですが、第2種社会福祉事業になったことで特別控除の対象から外れました。そういうことでつくりづらくなった。大変、住まいの場も含めて、日中の地域生活の支援という体制がやりづらくなってきた現実もきちんと見ていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

都市計画法と、それから租税特別措置法、この問題は何かコメントございますでしょうか。

#### ○国交省岡崎住環境整備室長

まず住宅関係のほうから、実は私のほうは開発許可の担当ではないので、住宅関係のほうから申しますと、言われることはごもつとも思っていますし、やっぱり私も単に住宅をつくっておるだけでなく、そういうコミュニティー、コミュニティーには健全な人もいらっしゃるでしょうし、障害者もおられるでしょう。それが隣で見られると、感じられるということが健全なコミュニティーの大前提であろうということで、基本的には推進していくというのが立場でございますし、公共団体さんにもなるべくやっってくださいという話をしているところでございます。

ただ、これは公営住宅でも、それから民間アパートでも同じ話なんですけれども、やっぱり大家さんにとって、それにそういう方を入れることによって発生する新たな負担というものが発生しますと、これは大家さんのほうも登録になかなか踏み切ってくれないというのが、本来であればそんなことをせずに、当然普通の人として受け入れて、普通に処遇するのが当たり前だと思いますが、実際にそういう負担が出ると、そこで区別

してしまうという状態が発生するだろうというのが普通の考えだなと思います。

ですので、先ほど言われましたケア、先ほど、公営住宅をグループホームに直すときに、かなり地元からというか、町内会から反対があったという話なんですけど、私も県の課長をやっているときにグループホームを作成、公営住宅を転用しましてやるときに、何遍も地元、町内会に話をし、それは実現しました。

その過程では、町内会のほうは比較的、幹部の方とは別件でもずっとつき合っているところだったのでよかったんですけども、その他の関係者の了解をとるようなことも、ある意味、大家さんとしての負担になってくるわけですね。その辺を制度的にサポートしていただけると大変やりやすいのかなと、もっと増えていくのかなというふうに思います。

なお、今のグループホームは、実は知的障害者のグループホームだったんですが、できた後は、町内会さんのほうから、大変いいものをつくってくれたというふうに変え感謝されたという事例でもありますので、やっぱり食わず嫌いというものもありますので、きちんとケアをして、問題がないということを見せていくというのが普及のためには必要なのかなというふうにも思っております。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○藤井障害福祉課長

今の星野委員のご意見の中で、幾つかコメントをさせていただきます。

1つは、グループホーム・ケアホームの事業体系という、あるいは福祉ホームも含めてでしょうか。

福祉ホームにつきましては、ちょっと今のグループホーム・ケアホームと比べましても、性格的にやはり異なってくるようなところもございますので、なかなかまた難しい議論があらうかとも思いますが、グループホームとケアホームの分け方につきましては、ある意味では法律上といいますか、法制度上の整理の問題なのかも分かりませんが、現行の自立支援法上、サービスごとに内容とか目的といいますか、いわゆる当該事業の機能に着目して整理をしておりますので、グループホームが相談その他の日常生活上の支援のみを行うというような整理に対しまして、ケアホームは介護が必要な方を対象とするということで、例えば程度区分に応じて、配置と報酬が異なってくるなどの整理もしておりますので、そんなことで、機能的に異なるということで、現在の自立支援法上は別の事業として立てられているという、そんな経緯になってございます。

それからもう一つ、星野委員の意見のこのペーパーで申しますと、一番下の(4)の都市計画、それから税制の関係でございます。都市計画法の開発許可につきましては、

確かにこれは平成20年の4月ですから最近の施行ではございますが、これまで開発許可が不要となっておりました社会福祉施設につきましても、市街化調整区域において、建設費に当たりましてですが、開発許可が必要というふうになったところではございますが、一方で、租税特別措置法のほうは、ちょっと誤解のないように申し上げさせていただけますと、第2種社会福祉事業でありましても控除の対象にならないということではございませんで、特別控除を受けるためには、事業の認定を要するという事になったということでございますので、事業の認定を受ければ、やはり特別控除の対象にはなっておりますので、その点だけちょっと誤解のないように申し上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございます。

皆様、ご意見、まだたくさんあるかと思っておりますけれども、時間がオーバーしております。それで、皆様方の中で、いろんな意見を言いながら、一体この意見がどんな深まり方をしていくのか、なかなか見えがたいとか、あるいはどこで自分の意見を出したほうがベターなのか悩むというような、そんな感じがおありではないかなと思っておりますけれども、座長といたしましては、まずは皆様方がどういう制度設計を考えているのか、あるいは現行の自立支援法がどんな問題や矛盾を当事者間にもたらしているのか、それを率直に出していただいて、論点をもう一回明確に事務局側から出した上で、それをさらに皆さんと一緒に論議をしていく。

つまり、今は個別的な事柄の中で論議を深めていっているところで、意見を言われる側からすると、実はこの意見は相談事業にも関わりがある、あるいはコーディネーターの質にも関わりがある、あるいは報酬体系にもということ、発言の領域の幅みたいなものがおありで、こういうふうに個別的に課題を出されるとなかなか言いにくいというようなお気持ちになられるのではないかと思います。ただ今申し上げましたように、取れんされていく方向は、ぜひよりよい自立支援法を皆さんと事務局との共同作業の中でつくっていくと。そのために、率直に、現場が抱えていること、当事者が抱えていること、こういったことを出して、事務局に実態を明確にする。

その段階の中で、論議が深まってこようかと思っております。何となく雰囲気として皆様、深まらないなというふうな感じを、司会をしていてもひしひしと感ずるところでございますが、ぜひそこは了解をしていただいて、本当によりよいものをつくってまいりましょう。

国土交通省もおいででございますので、住まいということに対して、皆さんがどんなふうに関心を持っていらっしゃるか、連携の中でまた深めていただくということもお願いしつつ、今日の会議をこれで終わりにさせていただきたいと思っております。私はそういう方

向性の中で座長を務めておりますけれど、事務局、よろしゅうございますでしょうか、  
こういう形で。

○蒲原企画課長

今お話がありましたとおり、前回のときの議論を論点整理ごとにそれぞれご議論いただいた上で、ある程度のものをまたどこかの段階で整理をして出して、かつそのときには、まだまだ残っている問題も合わせて、より論点を明確化して議論を進めていきたいというふうに思っておりますので、今のようなことで我々としてもやっていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

それでは、時間も参っておりますので、今日の論議はこれで閉じさせていただきたいと思いますが、次回もどうぞ資料を読み込みながら、皆さんの活発なご意見を賜りたいと思います。

ありがとうございました。

○蒲原企画課長

すみません、次回の日程の確認です。

次回の日程でございますけども、10月8日水曜日、午後2時からということになって  
ございますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(了)